平成２２年（フ）第３４号
福島市森合字台ノ前14番地　県住305
債務者　菊地　弘美
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３２号
福島県会津若松市門田町大字黒岩字姻竹ケ丘21番地　県営住宅44棟８号、前住所福島県会津若松市本町６番46号
債務者　佐藤伊佐男
1　決定年月日時　平成22年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１６号
埼玉県熊谷市本石２丁目295番地
債務者　藤原　　舞（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年３月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第５９号
埼玉県本庄市千代田４丁目２番28号
債務者　島田　敏子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第６０号
埼玉県東松山市加美町５番37号
債務者　庄司　純一
1　決定年月日時　平成22年３月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第７９号
埼玉県比企郡小川町大字増尾464番地１
債務者　中野恵五朗
1　決定年月日時　平成22年３月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第８３号
埼玉県熊谷市村岡399番地５　ダイアパレスリバーコート熊谷1117号
債務者　木下清次郎
1　決定年月日時　平成22年３月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１３号
千葉県木更津市日の出町100番地276　木更津エミナース201号
債務者　倉石　雅之
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１６号
千葉県袖ヶ浦市蔵波台１丁目18番地　県営住宅３棟306号
債務者　佐藤　榮子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１３１号
川崎市川崎区池田１丁目２番16―605号　ニュー池田町ハイツ
債務者　吉田　繁治
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
新潟県上越市中通町５番22号
債務者　矢澤　昇子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第１２号
新潟県上越市中通町５番22号
債務者　矢澤　義子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２２年（フ）第６号
長野県塩尻市大字大門83番地12
債務者　佐々木　勉
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第７号
長野県塩尻市大字大門83番地12
債務者　佐々木國枝
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２８号
長野県安曇野市堀金烏川917番地10
債務者　小林　敏江
1　決定年月日時　平成22年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１０１号
名古屋市中区平和１丁目６番16号　ベルメゾン藤501号
債務者　加伸実業ことブックステーション刈谷ことブックステーション半田こと　加藤　嘉男
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４６号
名古屋市南区松池町１丁目16番地　松池荘10号
債務者　神野　　進
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部